

給付型奨学金制度「ふるしん はばたき奨学金」
令和5年度奨学生募集のお知らせ

ふるしん給付型奨学金制度は、母子家庭・父子家庭の高校生を対象に、修学上必要な学資金等の一部を給付する奨学金制度で、社会有用な人材を育成することを目的として平成27年4月に創設いたしました。

この度、令和5年度の奨学生を募集いたしますので、受給ご希望の方は次の募集要領をご確認のうえお申込みください。

1. 受給資格

次のいずれにも該当する方を対象とします。

- (1) 仙台市・大崎市・富谷市・遠田郡・加美郡・黒川郡の高等学校に在学の母子家庭・父子家庭の高校生で保護者が仙台市泉区・大崎市・富谷市・遠田郡・加美郡・黒川郡に住所を有している方。

(2) 収入要件

本人の父母の前年収入が下記金額以下であること。

	給与所得者	給与所得者以外
収入要件	270万円 源泉徴収票の支払金額 (税込み)	135万円 確定申告書等の所得金額 (税込み)

2. 募集人員

20名（応募者が20名を超える場合は、厳正な抽選により受給者を決定します。）

3. 募集期間

令和5年5月15日（月）～令和5年6月2日（金）までの当組合営業日

4. 受給者の方への決定通知

決定した受給者の方に受給手続等文書によりご連絡いたします。

5. 奨学金給付額・給付期間・給付時期

- (1) 給付額 月額8,000円

- (2) 給付期間 1年間

・1年毎に受給者を決定します。

・次年度募集時再応募可能、ただし応募は1学年1回とし3回を限度とします。

- (3) 給付時期

毎月20日に指定の口座へ振込します。(4月・5月・6月分は7月20日に一括給付します。)

6. 応募の手続き

(1) 応募書類

①ふるしん はばたき奨学金給付申請書

②個人情報の取扱いに関する同意書

③在学証明書

④住民票謄本

・住民票の世帯全員の続柄記載のもの

・マイナンバーの記載がないもの

⑤収入に関する書類（令和4年中の収入であることを確認してください。
令和3年中の収入では受付できません。）

・給与所得者 …… 源泉徴収票または所得証明書

・給与所得者以外 …… 《確定申告を申告書の持参・郵送により行った場合》
(会社経営者・個人事業主) ・確定申告書(控)の写し(税務署の受付印があるもの)
※税務署の受付印が無いものは、加えて市町村役場
発行の「所得証明書」が必要です。

《確定申告を電子申告により行った場合》

・申告内容確認票の写し(受信通知又は即時通知を添付)

・収入が無かった方 …… 非課税証明書

(2) 申込先 お住まい近隣の古川信用組合営業店窓口

《本店・中新田支店・吉岡支店・鳴子支店・小牛田支店・古川南支店・泉中央支店》

7. 奨学金の返還

この制度に基づく奨学金は返還を要しません。

8. 奨学金の給付休止・中止

次のいずれかに該当するときは奨学金の給付を休止または中止する。

(1) 給付の休止

受給者が休学したとき

(2) 給付の中止

①受給者が退学したとき、該当地区外の高等学校に転校したとき

②保護者が該当地区内に住所を有しなくなったとき

③母子家庭・父子家庭でなくなったとき

上記給付休止・中止の事由に該当した場合は、速やかに届出ることとし、その事由に該当した月まで奨学金を給付する。

休止・中止の事由に該当した旨の届出が遅れ奨学金を受給された場合、その事由に該当した月の翌月以降の奨学金は返戻することとする。又復学した場合は速やかに届出ることによって復学した月から奨学金を給付する。なお、当組合が給付休止・中止の事由を確認した場合は、届出がなくても給付を休止または中止する。

9. その他

ご提出いただいた書類はご返却致しませんので予めご了承ください。

お問い合わせ先

古川信用組合 総務部 〒989-6165 宮城県大崎市古川十日町 7-8

TEL: 0229-22-1069 受付: 月～金(営業日) 午前9時より午後3時まで